

令和4年10月1日以降に保険関係が消滅する場合は 確定申告の手続方法が 一部変更になります！

令和4年度の雇用保険の保険率が10月1日に改定されます。

このため、令和4年10月1日以降に保険関係が消滅（終了）する事業につきましては、確定申告で雇用保険料を申告する場合、「**計算方法が変更**」になり、計算経過を明らかにするための「**内訳書の提出**」が必要になります。

計算方法の変更

まず、以下の期間で適用される保険率で各々の保険料を計算し、その後に合算することになります。

- ◆ 令和4年4月1日 から 令和4年9月30日 まで ⇒ **旧保険率**
- ◆ 令和4年10月1日 以降 ⇒ **新保険率**

※ 新旧の雇用保険率を確認するには以下の URL をクリックしてください。

[【https://www.mhlw.go.jp/content/000921550.pdf】](https://www.mhlw.go.jp/content/000921550.pdf)

内訳書の提出

申告書には合算後の保険料しか記載されないため、その計算経過を明らかにするための「**令和4年度 労働保険 確定保険料算定内訳**」を作成いただき、申告書と一緒に提出していただくことになりました。

なお、内訳書様式のダウンロード、作成手順につきましては、厚生労働省のホームページをご覧ください。

・厚生労働省ホームページ

(以下の URL をクリックすると該当ページが表示されます)

[【https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html】](https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html)

また、作成方法等で不明な点がありましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡願います。

・お問い合わせ先

滋賀労働局労働保険徴収室（電話 077-522-6520）